

北本市議会 議会報告会（第 46 回）次第

令和 7 年 10 月 25 日 (土)
午前 9 時 30 分から 北部公民館
【司会進行】 広報広聴副委員長

1 開 会 広報広聴副委員長

2 あいさつ 議長

3 各議員による自己紹介

4 議会報告会の進め方について

5 【第 1 部】 定例会の報告

（1） 令和 7 年第 3 回定例会の報告

ア 先議・追加議案の審議概要 議会運営正副委員長

イ 委員会付託議案の審議概要

▷ 予算決算常任委員会の審議概要 予算決算常任正副委員長

▷ 総務文教常任委員会の審議概要 総務文教常任正副委員長

▷ 健康福祉常任委員会の審議概要 健康福祉常任正副委員長

▷ 建設経済常任委員会の審議概要 建設経済常任正副委員長

ウ 議員提出議案等の審議概要 議会運営正副委員長

（2） 質疑応答

6 【第 2 部】 意見交換会

7 閉 会

議案の概要

| 議案番号 | 件 名 | 要 旨 |
|------|--|--|
| 5 1 | 令和6年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定について (各部課) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 277億1,619万7,200円</p> <p>(2) 歳出決算額 263億4,870万664円</p> <p>2 内容</p> <p>歳入歳出差引額は13億6,749万6,536円となり、このうち1,458万1,000円を繰越明許費として、翌年度へ繰り越す財源としたことから、13億5,291万5,536円を決算剰余金として令和7年度に繰り越した。</p> |
| 5 2 | 令和6年度北本市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (こども健康部保険年金課) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 12億3,545万2,922円</p> <p>(2) 歳出決算額 11億9,994万7,306円</p> <p>2 内容</p> <p>歳入歳出差引額3,550万5,616円を決算剰余金として令和7年度に繰り越した。</p> |
| 5 3 | 令和6年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について (都市整備部久保土地区画整理事務所) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 6億9,657万6,384円</p> <p>(2) 歳出決算額 6億6,873万8,010円</p> <p>2 内容</p> <p>歳入歳出差引額は2,783万8,374円となり、このうち481万6,000円を繰越明許費として、翌年度へ繰り越す財源としたことから、2,302万2,374円を決算剰余金として令和</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | | 7年度に繰り越した。 |
| 5 4 | 令和6年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (こども健康部保険年金課) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 64億7,453万2,365円</p> <p>(2) 歳出決算額 62億7,215万5,273円</p> <p>2 内容</p> <p>歳入歳出差引額2億237万7,092円を決算剰余金として令和7年度に繰り越した。</p> |
| 5 5 | 令和6年度北本市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (福祉部高齢介護課) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 60億2,444万2,501円</p> <p>(2) 歳出決算額 57億1,037万1,989円</p> <p>2 内容</p> <p>歳入歳出差引額3億1,407万512円を決算剰余金として令和7年度に繰り越した。</p> |
| 5 6 | 令和6年度埼玉県央広域公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について (埼玉県央広域公平委員会) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 51万1,771円</p> <p>(2) 歳出決算額 28万698円</p> <p>2 内容</p> <p>歳入歳出差引額23万1,073円を決算剰余金として令和7年度に繰り越した。</p> |
| 5 7 | 令和6年度北本市公共下水道事業会計決算の認定について (都市整備部建設課) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 収益的収入及び支出決算額</p> <p>ア 下水道事業収益 11億4,141万7,910円</p> <p>イ 下水道事業費用 10億3,804万8,394円</p> <p>(2) 資本的収入及び支出決算額</p> <p>ア 下水道事業資本的収入 2億959万5,540円</p> <p>イ 下水道事業資本的支出</p> |

| | | |
|-----|--------------------------------------|--|
| | | <p>5億5,981万4,523円</p> <p>2 内容 当年度純利益は8,570万9,727円となった。</p> |
| 5 8 | 北本市職員の旅費に関する条例等の一部改正について (総務部総務課) | <p>1 趣旨 国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正を踏まえ、旅費制度の見直し等をするもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 北本市職員の旅費に関する条例の一部改正 (第1条関係) ア 事務手続の簡素化 (第2条ほか) イ 実態・運用に即した規定の整備 (第7条ほか) ウ 法定額と実勢価格の乖離の解消 (第11条ほか)</p> <p>(2) 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正 (第2条関係) 実態・運用に即した規定の整備等 (第6条)</p> <p>(3) 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 (第3条関係) 実態・運用に即した規定の整備等 (第6条)</p> <p>(4) 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正 (第4条関係) 実態・運用に即した規定の整備等 (第2条)</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 (附則第1項) 令和8年4月1日</p> <p>(2) 経過措置 (附則第2項)</p> |
| 5 9 | 北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇 | <p>1 趣旨 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正を踏まえ、部</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>に関する条例の一部改正について (総務部総務課)</p> | <p>分休業制度の拡充、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等を行うもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (第1条関係) 部分休業制度の拡充等 (第2条ほか)</p> <p>(2) 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 (第2条関係)</p> <p>ア 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等 (第15条の3)</p> <p>イ 規定の整備 (第15条の4・第15条の5)</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 (附則第1項) 令和7年10月1日</p> <p>(2) 経過措置 (附則第2項)</p> |
| 6 0 | <p>北本市印鑑条例の一部改正について (市民経済部市民課)</p> | <p>1 趣旨 性的少数者の人権に配慮するため、印鑑登録原票の登録事項等から男女の別を削除するもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 印鑑登録原票の登録事項の変更 (第6条)</p> <p>(2) 印鑑登録証明書の記載事項の変更 (第11条)</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 (附則第1項) 令和7年11月25日</p> <p>(2) 経過措置 (附則第2項)</p> |
| 6 1 | <p>北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について (福祉部共生福祉課)</p> | <p>1 趣旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等を踏まえ、個人番号を利用することができます</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | | <p>事務を見直すもの</p> <p>2 内容</p> <p>個人番号を利用することができる事務の見直し（別表第1・別表第2）</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p> |
| 6 2 | 北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について (福祉部障がい福祉課、こども健康部子育て支援課) | <p>1 趣旨</p> <p>埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、受給対象者を拡大するとともに規定を整備するもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 重度心身障害者の定義に精神障害者保健福祉手帳2級所持者等を追加（第2条）</p> <p>(2) 規定の整備（第2条ほか）</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日（附則第1項） 令和8年1月1日ほか</p> <p>(2) 経過措置（附則第2項）</p> <p>(3) 準備行為（附則第3項）</p> <p>(4) 北本市こども医療費の支給に関する条例の一部改正（附則第4項）</p> <p>(5) 北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正（附則第5項）</p> |
| 6 3 | 北本市子ども・子育て会議条例の一部改正について (こども健康部子育て支援課、こども健康部保育課) | <p>1 趣旨</p> <p>児童福祉法の一部改正を踏まえ、子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、規定を整備するもの</p> <p>2 内容</p> <p>庶務担当課の変更（第6条）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和7年10月1日</p> |
| 6 4 | 北本市の議会の議員及び長 | <p>1 趣旨</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について (選挙管理委員会事務局)</p> | <p>公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げ (第9条・第10条)</p> <p>(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げ (第13条)</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 (附則第1項) 公布の日</p> <p>(2) 経過措置 (附則第2項)</p> |
| 6 5 | <p>令和6年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (都市整備部建設課)</p> | <p>令和6年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の一部を減債積立金に積み立てること等について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> |
| 6 6 | <p>人権擁護委員候補者の推薦について (総務部人権推進課)</p> | <p>現委員の奥山美穂氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を推薦するため議会の意見を求めるもの</p> |
| 6 7 | <p>人権擁護委員候補者の推薦について (総務部人権推進課)</p> | <p>現委員の松本光男氏の任期満了に伴い、新たに森田直樹氏を推薦するため議会の意見を求めるもの</p> |
| 6 8 | <p>令和7年度北本市一般会計補正予算 (第5号) (各部課)</p> | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 284億7,100万4千円</p> <p>(2) 補正後の額 293億4,409万6千円 歳入歳出それぞれ8億7,309万2千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、新たな事務事業費の計上に伴う所要額の補正等</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | | を行い、歳入については、普通交付税の確定に伴う所要額を補正し、令和6年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正等を行うとともに、財政調整基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。 |
| 69 | 令和7年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (こども健康部保険年金課) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 12億8,630万円</p> <p>(2) 補正後の額 13億2,505万5千円 歳入歳出それぞれ3,875万5千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、子ども・子育て支援金制度の対応に伴うシステム改修に要する経費を計上するとともに、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入については、一般会計繰入金を増額するとともに、令和6年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行い、補正予算収支の均衡を図った。</p> |
| 70 | 令和7年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) (都市整備部久保土地区画整理事務所) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 11億1,920万円</p> <p>(2) 補正後の額 11億1,920万円 歳入予算の補正のみ。歳入歳出総額に変更なし</p> <p>2 内容</p> <p>令和6年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行うとともに、一般会計繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| 7 1 | 令和 7 年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） (こども健康部保険年金課) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 6 3 億 5, 1 8 0 万円</p> <p>(2) 補正後の額 6 4 億 5, 9 7 7 万 4 千円 歳入歳出それぞれ 1 億 7 9 7 万 4 千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、国民健康保険財政調整基金積立金を増額し、歳入については、令和 6 年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行うとともに、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。</p> |
| 7 2 | 令和 7 年度北本市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） (福祉部高齢介護課) | <p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 6 3 億 4, 0 5 8 万 9 千円</p> <p>(2) 補正後の額 6 5 億 4, 7 8 7 万 9 千円 歳入歳出それぞれ 2 億 7 2 9 万円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、事業費の確定に伴う所要額の補正を行うとともに、保険給付費支払基金積立金を増額し、歳入については、令和 6 年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正等を行うとともに、保険給付費支払基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。</p> |

報告の概要

| 報告番号 | 件名 | 要旨 |
|------|--|--|
| 8 | 令和6年度北本市財政の健全化判断比率の報告について (政策推進部財政課) | 令和6年度北本市財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するもの |
| 9 | 令和6年度北本市公営企業の資金不足比率の報告について (都市整備部建設課) | 令和6年度北本市公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するもの |

追加議案の概要

| 議案番号 | 件 名 | 要 旨 |
|------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 7 3 | 埼玉県央広域公平委員会委員の選任について (政策推進部市長公室) | 前委員の溝尾孝氏の後任として益城英一氏を選任するため議会の同意を求めるもの |

議提第6号

インボイス制度に関する経過措置の延長を求める意見書

会議規則第14条の規定により、インボイス制度に関する経過措置の延長を求める意見書を次のとおり提出する。

令和7年9月26日 提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 北本市議会議員 | 桜井 卓 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 毛呂 一夫 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 村田 裕子 |

北本市議会議長 保角美代様

インボイス制度に関する経過措置の延長を求める意見書

一昨年 10 月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。課税事業者（適格請求書発行事業者）は消費税の申告・納税が義務付けられるため、消費税の納税が必要となるだけでなく、適格請求書の発行や税額計算などの事務負担が増大することとなった。

課税期間の基準期間における課税売上高が一千万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されるが、免税事業者との取引では仕入税額控除が受けられないため、課税事業者から取引を差し控えられたり、消費税分の値引きを要求されたりする恐れがある。免税事業者からの課税仕入れについては、令和 8 年 9 月 30 日までは 80% の控除を認める経過措置が講じられているが、令和 8 年 10 月 1 日以降は 50% 控除に縮小され、令和 11 年 10 月以降は控除が認められなくなる。経過措置がなくなれば、免税事業者が商取引から排除される懸念が生じるし、課税事業者になったとしても税負担や事務処理の負担が増大することとなる。

また、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった場合、仕入税額控除の金額を特別控除税額とができる 2 割特例の負担軽減措置が講じられているが、適用できる期間は令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間となっている。事務負担を軽減する制度として、簡易課税制度が設けられているものの、飲食店業を除くサービス業など第 5 種事業のみなし仕入率は 50%、建設業・製造業などの第 3 種事業でも 70% であり、2 割特例と比較して仕入れに係る消費税額は減少することとなる。

エネルギー価格や原材料費等の物価高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、小規模事業者の経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に関する各種経過措置が予定どおり縮小又は廃止された場合、税負担や事務負担の増大により、一人親方をはじめとした多くの小規模事業者が廃業に追い込まれ、我が国の経済の発展にも大きな支障を来すことが懸念される。

よって、国においては、インボイス制度に関する免税事業者等からの仕入れに係る経過措置及び小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2 割特例）を延長することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
経済産業大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣

議提第7号

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき 速やかな被害回復措置等を求める意見書

会議規則第14条の規定により、生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき速やかな被害回復措置等を求める意見書を次のとおり提出する。

令和7年9月26日 提出

| | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 北本市議会議員 | 桜井 卓 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 小久保 博雅 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 毛呂 一夫 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 湯沢 美恵 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 村田 裕子 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 中村 洋子 |

北本市議会議長 保角美代様

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき 速やかな被害回復措置等を求める意見書

厚生労働大臣は平成 25 年から平成 27 年にかけて生活保護法による保護の基準のうち生活扶助基準の改定を行い、この改定に基づき各自治体の福祉事務所長は生活扶助の支給額を減額する保護変更決定処分を行った。この処分について、埼玉県をはじめ全国 29 都道府県において生活保護利用者ら 1,027 名が各自治体に対し保護変更決定の取消しを求めるとともに、国に対し国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めて提訴したところ、今年 6 月 27 日、最高裁判所は厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり違法であるとして、各自治体の保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

この判決に従い、国は速やかに生活保護利用者の被害を回復しなければならないはずであるが、最高裁判決からすでに 2 か月が経過しているにもかかわらず、国は未だ同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置をとらず、違法状態を放置している。

生活保護利用者の多くは高齢者や障がい者、傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が 10 年以上にわたって違法な基準の下で最低限度未満の生活を強いられ、今もなお生存権や個人の尊厳を侵害され続けている状態にあることから、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められる。

また、生活保護基準は就学援助などの諸制度と連動しており、違法とされた生活保護基準の引下げに伴いこれらの諸制度の対象者への悪影響も生じていることから、同影響の調査及び被害の回復も速やかに行うべきである。

よって、国に対して、被害者たるすべての生活保護利用者への謝罪及び保護費の遡及支給等被害回復の措置を速やかに講じること並びに生活扶助基準と連動する諸制度への影響の調査と被害回復を図ることを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、法務大臣、財務大臣